

平成 30 年 第 4 回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

平成30年4月25日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 日時

平成30年4月25日(水) 午後3時00分～

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎2階 大会議室

○ 出席した委員 (19名)

1番 小池 慶一	8番 村上 英登	15番 代田 和美
2番 赤羽 明人	9番 下島 琢郎	16番 氣賀澤 道雄
3番 酒井 一義	10番 堀 敏	17番 小松 由喜一
4番 井口 英昭	11番 西村 功	18番 春日 利一
5番 田村 進	12番 上田 佳子	19番 堺澤 豊
6番 小原 茂幸	13番 宮澤 辰夫	
7番 齊藤 庄一	14番 塩澤 徳江	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (6名)

20番 土屋 澄一	22番 北原 実	24番 宮下 修
21番 米山 茂寿	23番 大沼 昌弘	25番 湯澤 敏幸

○ 欠席した委員(0名)

○ 議事録署名委員

17番 小松 由喜一	18番 春日 利一
------------	-----------

○ 議事日程

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第20号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)
議案第21号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)
報告事項 農地法第4条第1項第8号の規程による転用通知について
報告事項 農地法第5条第1項第7号の規程による転用通知について

- 市長部局職員出席者(2名)
 - 農林課農政係 松村 洋司
 - 農林課農政係 竹村 麻里佳

- 事務局職員出席者
 - 事務局長 竹村 正宣
 - 次 長 大野 秀悟
 - 主 任 出口 大悟
 - 主 査 井上 幸代

- 閉会
 - 午後3時45分

局 長 (竹村 正宣君)
定刻となりましたので、ただいまから平成 30 年第 4 回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。
会議に入ります前に、4 月 1 日付人事異動によりまして農林課に配属された職員がおりますので紹介をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

農政係 (松村 洋司君)
こんにちは。この 4 月、農林課農政係に異動になってまいりました松村洋司と申します。よろしくお願いいたします。

主 任 (出口 大悟君)
こんにちは。今年度の 4 月 1 日より農林課農地係兼農業委員会事務局に配属となりました出口大悟と申します。よろしくお願いいたします。

農政係 (竹村 麻里佳君)
こんにちは。この 4 月より農林課の農政係に配属となりました竹村麻里佳と申します。よろしくお願いいたします。

局 長 (竹村 正宣君)
以上、大変お世話になりますが、よろしくお願いいたします。
〔松村洋司君・竹村麻里佳君 退場〕

局 長 (竹村 正宣君)
それでは、堺澤会長、あいさつをお願いします。

会 長 (堺澤 豊君)
どうも皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)
夕べからきょうにかけて非常に雨が降って、それぞれ大変だったなというふうに思っています。データ見ると、どうも駒ヶ根は 130mm ぐらい降ったのかなと、洪水警報が出たんですよ。私は駒ヶ根市で出しているのかなと思ったなら、さっき局長さんに聞いたら、そうじゃなくて気象庁のほうから出て、駒ヶ根が対応するっていう形だそうです。いずれにしても、ことしは初めてこんな大雨になったということですけども、最近の雨の降り方を見ていると、1 回に降る量が非常に多いなあと、これもやはり少し異常気象の傾向があるんじゃないかなあっていうふうに思っています。ことしは、あと、遅霜はもうないと思っていますけれども、非常に気温が上がっています。回数も上がっているということで、こういった傾向があるのかなって思っています。いずれにしても、農業者から見ると非常に大変なことなんで、どうしても農業者の中でのかなわないものが私は 2 つあると思っています。いつも言うように。一つは気象の変動と、もう一つは、やはり価格の問題だと思っています。気象は、やっぱり、どうしても対応することができない大雨、大雪、それから突風だとか、あるいは自然的な災害等については、やっぱり私どもの力では解決してク

リアしていくことはできないと、そんな問題があらうと思いますし、価格の問題にしても、やはり、ことしは桜が早く咲いたんで、随分春が早かったなっていうふうに思っていますが、冬が非常に寒かった割には桜が早かったっていうことで、野菜の値段なんか見ていると、冬場の野菜の価格っていうのが非常に高かったんですね。それが一気に暖かくなったから、このところ、その野菜の価格っていうのが軒並みかなり下がってきていると、旬の野菜を除いて、例えばキュウリなんかは昨年から4割くらい安い、あるいはレタスなんか3割くらい安くなっているっていうような状況で、非常に価格についてもやっぱり対応し切れていないっていう部分があると、御承知に漏れず、私も花をつくっているんですが、この花の価格も、3月に入ってから急に温度が上がりましたんで、一斉に開花して、非常に流れて出てきましたんで、価格維持ができないという状況になっていて、7年前の東北の大震災のときの状況によく似てきているというように市場の皆さんが言うんですね。本当に、この先を見ると、やはりちょっとやっぱり不安な要素が非常に多いのかなと、そんなふうに思っていますし、いずれにしても、ことし、これから田んぼ、水稻なんかも、あるいは野菜なんかの作付も始まるわけですけれども、気候も安定をして、そしてまた価格も安定してあってほしいなっていうふうに願っております。そんなことを申し上げて、簡単ですけど一言ごあいさつにさせていただきます。

よろしく申し上げます。

局 長 (竹村 正宣君)

ありがとうございました。

会議前の一言と農業委員会憲章朗読を9番 下島琢郎委員、お願いいたします。

9 番 (下島 琢郎君)

4月に入りまして、米穀の見直しの年を迎えました。報道でもありましたが、1週間ほど前に、もう安曇野では田植えがされたというような報道がありましたし、上伊那関係でも、ことしの作付の種まきがほぼ終了したのかなとっております。七久保の育苗センターでも10日から播種を開始して、もう少しで10万箱などの播種が終了するといったところでありまして、この生産調整も昭和の40年代から進みまして約40年近く来ましたが、ことしからは、そういった国の生産調整の廃止、あわせて直接支払交付金7,500円も廃止されません。そういったことで、再生協議会のほうで今度は作付面積とか数量のそれぞれ各自ごとの内示というか、示しがされました。これも地域間の温度差があるようでありまして、そういったことで、直接支払金の7,500円にかわりまして来年度から保険を行っていくと、収入保険、そういったものが適用されるようになります。それで、米の状況ですけれども、ことしは、そういったこ

とで、国ではなくて各地域間で調整するっていうことになっておりまして、米の消費というか、年間、自然減で、少子高齢化で 8 万 t、面積にすると 1 万 5,000ha ほど減ると言われております。それとあわせて食べる量が極めて減ってきておる。まだ生まれていなかった人もいるかと思いますが、昭和の 35 年 37 年には約 2 俵くらいお米を食べたんですね。118kg、それが、50 年たった今の時期、昭和から平成 28 年には 54kg、1 俵食べないんです。これも、ちなみに 1 日の量に計算すると 1 合食べていないんですね。150 g 前後。それが主食なんです。お米の。和風から洋食というようなことで変化があるかと思いますが、そういうことで、これを今の米価で試算しますと、1 日の米の値段が 50 円未満になるんですね。お母さん方に非常に多いけれども、この米価が今の価格でいいかどうか、今、会長のほうから話がありましたけれども、価格と気象はどうにもならないというあいさつがありました。それで、お米も 200 万 t までなら、在庫ならば、ある程度の価格で、1 万 4,000～1 万 5,000 円くらいで来ております。ここ 3 年間、何とか生産調整でうまく来ておりますが、これが 200 万 t を越えますと、今度は米価が下落すると、1 万 2,000 円以下になってしまって、これでは採算が合わなくなってしまうことになります。それで、じゃあ、ことしの作付がどんなことかっていうことでありますけれども、全国的には、長野県を含めた 36 都道府県が現状維持、それから減らすというところが千葉県を含めて 5 県ほど、それから増やしたいというところが東北地方、青森を中心に、これは米どころでありますけれども、6 県ほどあります。そういったところで、ことしの天気具合があります。先ほど会長の話にありましたように、天気が安定しないということがありまして、この秋陽気がどうなるかといったところでも、お米の価格も変動してくるということで、これからの天気とあわせて作付の状態を注視をしていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章お願いいたします。(一同起立)

[農業委員会憲章唱和] (一同着席)

会 長 (堺澤 豊君)

それでは、これより平成 30 年 4 月 2 日付、告示第 1 号をもって招集した平成 30 年第 4 回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数 19 名、ただいまの出席委員数 19 名、法第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立しております。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第 1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により議長において 17 番小松由喜一委員、18 番 春日利一委員を指名いたします。

主 任

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。
議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(出口 大悟君)

事務局より17号について説明させていただきます。

それでは、まず議案書1ページをごらんください。

農地法第3条の規定による許可申請につきまして御説明をし、御提案とさせていただきます。

今回、合計4件でございます。

まず1件目ですが、場所につきましては2ページから4ページにかけてをごらんください。

3-1で表示した場所になります。

地区等の詳細の説明につきましては省かせていただきますが、合計14筆3万1,488㎡になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、使用貸借。

理由でございますが、借受人は、貸付人が経営移譲年金を受給するための協力をするとともに、引き続き農業経営を行う、貸付人は、経営移譲年金を引き続き受給するに当たり使用貸借の契約期間を更新したいというものでございます。

認可基準でございますが、法3条2項に適合しております。

続きまして2番目の案件ですけれども、場所につきましては5ページから6ページの左側をごらんください。

3-2で表示した場所になります。

中沢区内の合計6筆5,693㎡になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は、農業営規模拡大のため申請地を所得したい、譲渡人は、現在施設に入っており耕作が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準につきましては法3条2項に適合してございます。

続きまして3番の案件ですけれども、場所につきましては6ページ右側をごらんください。

3-3で表示した場所になります。

地区は中沢区、XXXXXXXXXXの東3筆1,409㎡になります。

1 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は、自身の所有地に隣接する当地を譲り受け農業の規模を拡大したい、譲渡人は、経営の安定を図るため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準につきましては法 3 条 2 項に適合してございます。

続きまして 4 番の案件ですけれども、場所につきましては 7 ページをごらんください。

3-4 で表示した場所になります。

地区は中沢区、 の南 1 筆 449 m²になります。

1 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は、以前よりこの土地を耕作しており、農業の規模を拡大したいと考え、自己所有地に隣接する当地を所得したい、譲渡人は、自身では耕作が難しいため所有権を移転したく、譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準につきましては法 3 条 2 項に適合してございます。

以上 4 件について御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

1 番から順次、地元委員さんの補足説明をお願いをします。

1 7 番 (小松 由喜一君)

1 番ですが、経営移譲年金の更新のために親子で期間を更新するということで、特に問題ないと思います。

9 番 (下島 琢郎君)

2 番ですが、春日委員さんと現場確認してあります。

譲渡人の さんは体調を崩して施設に入っております。それで、親御さんも 2 人とも亡くなってしまって、兄弟は姉さんが 1 人、これは嫁いでしまって、誰もいないという状況であります。それと、譲受人の さんは、新規就農ということで、今、経営を拡大しながら、農地を集めながらやっております。それで、契約内容が贈与になっておりますけれども、これ、親戚関係、別家、本家の関係になります。そういったことで、もし体調が回復して戻ってくれば、またこれを耕作してもらえるということで話はしたようであります。

以上でありますので、問題ないと思います。

4 番 (井口 英昭君)

じゃあ 3 番、お願いします。

この譲渡人と譲受人は兄弟でありまして、兄のほう、譲渡人のほうは 8 年ほ

ど前にこの土地を取得したということでございますけれども、そのすぐそばに譲受人の畜舎がございまして、そこから出る堆肥、また使用する餌等を、その8年ほど前からこの場を使って農業をやっておったということの中で、売買という形で契約をしたいということでございましたので、特別問題なからうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

5 番 (田村 進君)

4番ですけど、今、事務局のほうで説明のあったとおりで、問題ないと思います。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。——ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

なければ、議案第17号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

御異議なしと認めます。よって、議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、

議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (出口 大悟君)

それでは議案書の8ページをごらんください。

農地法第4条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

今回1件でございます。

場所につきましては9ページをごらんください。

4-1で表示した場所になります。

福岡区の■■■■の西3筆1,009㎡になります。

8ページにお戻りください。

申請目的でございますが、共同住宅を3棟。

理由でございますが、申請人は、現在東京に住んでおり、農地の管理も行き届かず、農業後継者もいないため、今後の生活を考え、老後の安定した収入確保のために長屋住宅を建築したいというものでございます。

農振法等でございますが、第1種住居地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

以上1件について御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員さんの補足説明をお願いします。

11番 (西村 功君)

今、備考欄の提案理由にあったように、相続によって土地を取得した方なんですけれども、■■■■のほうに住んでいるということ、それから後継者もないということ、今後のいわゆる老後を考えてアパート建設をしたいというものでございます。

9ページの図面のところに転用の該当土地が塗ってありますけれども、その土地のところに■■■■というふうには書いてある、これが前の住宅とかけ合いになっているところです。

それから、右側のドックランっていう表示がされている、このエリア一帯は、今の建物を取り壊して2階建てのアパートを3棟建てると、住戸としては26個の住戸、または事務所という状況です。

立ち会い等、隣地についても建設計画を説明をし、了解をしているという状況があります。

それから、用途区分については、先ほどお話あったように、土地は用途地域内っていうことで、転用が原則許可という地域でもありますし、9ページの図面を見ていただくように、周辺は開発されている状況ということで、特には問題ないと思います。

以上です。

会 長 (堺澤 豊君)

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。——ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

なければ、議案第18号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

御異議なしと認めます。よって、議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について

主 任

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(出口 大悟君)

それでは議案書の10ページをごらんください。

農地法第5条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

全部で4件ございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては11ページの左側をごらんください。

5-1で表示した場所になります。

福岡区、[REDACTED]の東2筆1,559㎡になります。

10ページにお戻りください。

申請目的でございますが、資材置き場及び駐車場。

理由でございますが、譲受人は、仕事柄、解体用車両駐車場及び資材置き場等が必要になるため当地を所得したい、譲渡人らは、年齢的な問題と農業の後継者がいないため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域外で、農地区分につきましては3種、上下水道管理設、近くに[REDACTED]と[REDACTED]ありということでございます。

続きまして2番目となりますが、場所につきましては11ページ右をごらんください。

5-2で表示した場所になります。

町2区、[REDACTED]の南西1筆1,005㎡になります。

10ページにお戻りください。

申請目的でございますが、資材置き場及び駐車場。

理由でございますが、譲受人は、事業拡大に伴い、駐車スペース、また建築資材を置く場所が不足するため当地を取得したい、譲渡人は、高齢で農業を縮小したいため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域外で、農地区分としましては3種、近くに[REDACTED]、[REDACTED]ありということでございます。

続きまして3番目の案件ですけれども、場所につきましては12ページの左側をごらんください。

5-3で表示した場所になります。

下平区、[REDACTED]の南4筆2,774㎡になります。

10ページにお戻りください。

申請目的でございますが、工場用地造成。

理由でございますが、譲受人は、運送事業者に分譲するため申請地を工場用地に造成したく、また市が有する唯一の売却可能な工業団地であるため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成 19 年 8 月 23 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 1 種、土地改で、不許可の例外として地域整備法で見えております。

続きまして 4 番となりますが、場所につきましては 12 ページの右側をごらんください。

5-4 で表示した場所になります。

東伊那区、[REDACTED] の南 1 筆 272 m²になります。

10 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、一般住宅。

理由でございますが、借受人は、現在借家住まいであります、親の所有する申請地に住宅を建築するため当地を使用したい、貸付人は、隣接農地への影響等もないため借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域外で、農地区分としましては 3 種、上下水道管理設、近くに [REDACTED] と [REDACTED] があるということでございます。

以上 4 件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

これより地元委員の補足説明をお願いします。

1 1 番 (西村 功君)

それでは 1 番をお願いしたいと思います。

11 ページに地図がありますが、「5-1」の下右のところに「長野県」って書いてあるのは、[REDACTED] になります。

譲渡人は 2 人とも高齢といますか、農業後継者もないというようなことから、農地の管理が困難な状況だということです。

それから、土地利用については、そこにありますように、車両を 10 台置くと、さらには古材の置き場というようなことを考えて利用していくということで、これについては、図面見ていただいて、周囲が住宅等に囲まれているわけですが、東側の皆さんについては、計画について理解をして、同意もいただいているというような経過もありまして、特に問題ないと思います。

以上です。

2 4 番 (宮下 修君)

2 番の関係ですが、現在、工場名っていいですか、会社名で言いますと [REDACTED]

■■■■■という会社が隣接地を所有して事業をしておるわけですが、そこが、ちょうど譲り受けたいという場所は出入り口ということになりまして、仕事の拡大も含めて、車の置き場所及び資材置き場にしたいということで、譲渡人と話ができていくということ、問題ないかと思えます。

17番 (小松 由喜一君)

3番ですが、12ページの5-3の図面を見てもらうとわかると思いますが、下平、■■■■■ってアイスクリーム工場がありますが、この全国への配送を■■■■■さんっていうところ、関連会社なんです、ここが配送を全部して、全国へ配送しておるわけですが、今、本社は名古屋でありまして、名古屋から冷凍車が通ってきて全国へ配送しているという現状です。そこで、こちらのほうへ冷凍車を約15t車を6台くらい配置したいと、そして、仮にいれられる場所、休憩所等をつくりたいということで申請が出てまいりました。それで、ことしの2月くらいに下平区、そして地元常会のほうへ話がありまして、一応OKをとれております。ここであれば、5月から6月ころからやりたいという話も出ておりまして、ここも今は工場用地としてとってあるわけですが、なかなかできずに、ここにおられる大沼さんあたりとか、そういう人たちが■■■■■で一応借り受けて、麦をつくったり、いろいろしているところでありまして、特に問題ないと思えます。

8番 (村上 英登君)

4番の案件です。

4月の6日に湯澤議員と現地を確認し、分筆も完了しています。

それで、地図を見てもらえばわかるとおり宅地と宅地の間ですので、特に問題は無いと思えます。

以上です。

会長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。——ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (堺澤 豊君)

なければ、議案第19号について原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (堺澤 豊君)

異議なしと認めます。よって、議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、

議案第 20 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）
を議題といたします。

次 長

提案理由の説明を求めます。

（大野 秀悟君）

それでは議案書 13 ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を御説明し、御提案とさせていただきます。

農用地利用集積計画総括表をごらんください。

まず公告年月日ですが、平成 30 年 5 月 1 日、期間の終期であります。契約期間は 10 年の田んぼが全部で 2,256 m²となっております。貸し手が 1 で、借り手は農業開発公社が 1 となります。

14 ページは利用権設定各筆明細となっております、1 名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で 1 筆を貸し付けるということになります。

権利の種類につきましては賃借権となっております。

以上 1 件 1 筆について御審議をお願いし、審査、決議の対象ではありませんが、長野県農業開発公社が権利設定後、15 ページにある利用配分計画にある担い手へ記載の内容で貸し付け予定でありますので、御確認をお願いいたします。

以上です。

会 長

（堺澤 豊君）

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。——ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長

（堺澤 豊君）

なければ、議案第 20 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長

（堺澤 豊君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 20 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、

議案第 21 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）
を議題といたします。

次 長

提案理由の説明を求めます。

（大野 秀悟君）

それでは議案書の 16 ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（貸借）を御説明し、御提案とさせてい

たきます。

まず公告年月日でございますが、平成 30 年の 5 月 1 日付の公告でございます。

期間の終期別の細目につきましてはごらんいただきまして、田んぼが 4 万 1,181 m²、畑が 6,678 m²、合計で 4 万 7,859 m²になります。貸し手が 14、借り手が 10 でございます。

(2) 番 (3) 番の表につきましてはお目通しいただきまして、17 ページから 19 ページまでの個別の詳細が載っております。始期につきましてはすべて平成 30 年 5 月 1 日から、権利等の内容につきましては御確認いただければと思います。

以上、御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

一覧表をそれぞれの地区の担当の委員さん、目通しをいただきたいと思えます。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。——よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

なければ、議案第 21 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 21 号 農用地利用集積計画の策定について (貸借) は、これを原案どおり可決・決定いたしました。

次に、報告事項 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用通知についてを事務局から説明願います。

主 任 (出口 大悟君)

今回は、報告事項は 2 件ございます。

そうしましたら 20 ページをごらんください。

農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届け出がありましたので御報告をさせていただきます。

まず 1 番目の案件ですけれども、場所につきましては 21 ページの左側をごらんください。

報告事項-1 で表示した場所になります。

市場割区、XXXXXXXXXX の北西 1 筆 2,645 m²のうち 142.5 m²になります。

20 ページにお戻りください。

届出目的でございますが、農業用倉庫。

内容でございますが、農機具、肥料等を収容していたビニールハウスが突風等により破損しており、破損したハウスにかわり恒久的に利用できる倉庫を建築し収納するため農業用倉庫を設置したいというものでございます。

続きまして2番目の案件ですけれども、場所につきましては21ページの右側をごらんください。

報告事項-2で表示した場所になります。

中割区、XXXXXXXXXXの南1筆418㎡のうち175.37㎡になります。

20ページにお戻りください。

届出目的でございますが、農業用倉庫。

内容でございますが、農業機械や農業用資材の一切を収容したいが、現有宅地内にスペースがないため、隣接地である当地に農業用倉庫を設置したいというものでございます。

以上2件について届け出がありましたので御報告をさせていただきます。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員さんの補足説明、あればお願いします。

16番 (氣賀澤 道雄君)

1番ですけれども、3月26日に現地を確認しまして、申請書の内容どおりで、特に問題ないと思います。

21番 (米山 茂寿君)

2番です。現地のほうの農業用倉庫ですが、12月の風で、もとハウスがありましたが、それが倒れまして、今度は倉庫を建てたいということで、別に問題はないかと思えます。

会 長 (堺澤 豊君)

お聞きのとおりですので、報告事項については説明のとおり御承知ください。

次に、報告事項、農地法第5条第1項第7号の規定による転用通知についてを事務局より説明願います。

主 任 (出口 大悟君)

続きまして22ページになりますが、農地法第5条第1項第7号の規定による届け出がありましたので御報告をさせていただきます。

今回は1件のみになります。

場所につきましては23ページをごらんください。

報告事項-3で表示した場所になります。

中沢区1筆1,506㎡のうち12㎡になります。

22ページにお戻りください。

申請目的でございますが、携帯電話の無線基地局が1棟。

理由でございますが、申請人は、当該地区周辺における携帯電話サービス向上のため、電波の弱い当地域にて携帯電話無線基地局を設置したいというものでございます。

以上、御報告をいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

ただいまの件について地元委員さんで補足説明があればお願いします。

5 番 (田村 進君)

現地は確認してまいりましたけれども、もともと、この■■■■さんの希望もございまして、携帯電話が■■■■さん、この近くに自宅があるんですけども、通じないということで、非常事態のときにはなかなかそういう情報が入りづらい等のことがありまして、本人の希望も含めてa uが設置するということでございますので、お願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

ただいまの件について何か質問あればお出しをいただきたいと思いますが。

13番 (宮澤 辰夫君)

ちょっと1つだけ聞きたいんですけど、アンテナの問題なんで、許可問題とか、そういうことではありませんけれども、この土地所有者の■■■■■さんは既に他界しちゃっておって、息子さんがあとを継いでおると思うんですけども、それで、今は名前を死んだ人の名前でもって申請の場合は通用するのかということをお聞きしたいんですけど。

主 任 (出口 大悟君)

すみません。ちょっと確認させていただきたいと思いますので、後ほど御報告させていただきます。

会 長 (堺澤 豊君)

よくあることだね。

13番 (宮澤 辰夫君)

よくあることかもしれないけれども、そうはいって目立たない場所だから、山の中だから、相続しないうちに、またあちこちで次の世代へっていうようなことになるのだけれども……

会 長 (堺澤 豊君)

相続が多分まだ完了していないと思います。だから、そういう形になっておるんだろうと思うけれども、それでいいのかどうかという、農地法上、これ、また事務局で確認をして、後日、また報告をしてください。

主 任 (出口 大悟君)

はい。

会 長 (堺澤 豊君)

13番 (宮澤 辰夫君) それでよろしいですか。宮澤さん。
はい。
会長 (堺澤 豊君) ほかに何か質問あれば。——よろしいですか。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕
会長 (堺澤 豊君) なければ、今の報告事項について説明のとおり御承知ください。
以上をもちまして本日の総会に付議された議題については審議が終了しました。
これにて平成30年第4回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会といたします。
大変御苦労さまでした。

午後3時45分 閉会